

アイヌ政策推進本部について

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）（抜粋）

第七章 アイヌ政策推進本部

（設置）

第三十二条 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第三十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案の作成に関すること。
- 二 基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第三十四条 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

（アイヌ政策推進本部長）

第三十五条 本部の長は、アイヌ政策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（アイヌ政策推進副本部長）

第三十六条 本部に、アイヌ政策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（アイヌ政策推進本部員）

第三十七条 本部に、アイヌ政策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第八号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。
 - 一 法務大臣
 - 二 外務大臣
 - 三 文部科学大臣
 - 四 厚生労働大臣
 - 五 農林水産大臣
 - 六 経済産業大臣
 - 七 国土交通大臣
 - 八 環境大臣

九 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)

第三十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

○アイヌ政策推進本部の副本部長の特定について

(令和元年7月29日閣議決定 令和4年12月16日一部改正)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第三十六条第一項の規定に基づき、アイヌ政策推進副本部長に充てられる国務大臣は、内閣官房におけるアイヌ施策に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（アイヌ施策）及び国土交通大臣とする。